

医政医発 0312 第 5 号

平成 30 年 3 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する Q&A について

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号厚生労働省医政局長通知）の解釈として疑義が寄せられていた点等について、今般、標記 Q & A を別紙のとおりとりまとめましたので、御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に対して周知願います。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。